

資料提供(投げ込み) 令和5年1月5日(木)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所属	職・氏名
都市計画部 建築指導課 (電話059-229-3187)	建築指導課長 鳥井 宏孝

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果に 関する報告内容の公表について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第9条の規定に基づき、津市内の要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告内容について、別紙のとおり公表します。

なお、当該公表内容の公開につきましては、令和5年1月6日（金）以降でお願いいたします。

■ 要安全確認計画記載建築物(通行障害既存耐震不適格建築物)の耐震診断結果の一覧表

【法第7条第二号に掲げる建築物で耐震診断の結果の報告期限が令和3年3月31日のもの】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	一	津市庄田町2148-4	住宅	②一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.11 \ q=0.45$ (地震に対する安全性の評価: I)	-	-	
2	セラヴィ津本町ビル	津市本町403	事務所	③一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.87 \ C_{TU} \cdot S_D=0.53$ (地震に対する安全性の評価: II)	-	-	
3	割烹 光悦	津市大谷町265	飲食店	②一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.05 \ q=0.19$ (地震に対する安全性の評価: I)	-	-	
4	津公園会館	津市広明町120-1	事務所	②一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.05 \ q=0.18$ (地震に対する安全性の評価: I)	-	-	
5	内原歯科	津市広明町120-2	診療所	②一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.11 \ q=0.45$ (地震に対する安全性の評価: I)	-	-	
6	津信用金庫 南郊支店	津市雲出本郷町1707-1	銀行	③一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.02 \ C_{TU} \cdot S_D=0.31$ (地震に対する安全性の評価: III)	-	-	
7	日本生命津ビル	津市東丸之内248	事務所	④一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	$I_s/I_{so}=1.00$ (地震に対する安全性の評価: III)	-	-	
8	山田ビル	津市丸之内養正町152	事務所	③一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.47 \ C_{TU} \cdot S_D=0.28$ (地震に対する安全性の評価: I)	-	-	
9	メープルリーフビル	津市南中央74	事務所	③一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.3 \ C_{TU} \cdot S_D=0.81$ (地震に対する安全性の評価: III)	-	-	
10	杉山コンサルタント	津市久居新町680-4	事務所	②一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.04 \ q=0.19$ (地震に対する安全性の評価: I)	-	-	
11	LTS丸之内ビル	津市丸之内431	事務所	①建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s=0.63 \ q=2.10$ (地震に対する安全性の評価: III)	-	-	

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性(※)		
		I	II	III
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
①	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s \text{かつ} 1.0 \leq q$
②	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s \text{かつ} 1.0 \leq q$
③	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so} \text{かつ} 0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
④	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。